

## 鹿児島工業高等専門学校職員採用基準

鹿児島工業高等専門学校における一般職本給表及び医療職本給表の適用者の採用は、次の基準に該当する者のうちから選考により行う。

### 一 一般職本給表適用者

1 九州地区国立大学法人等職員採用試験合格者

2 前号以外の者で次のいずれかに該当する者

(1) 高等学校卒業以上の学歴を有する者

(2) 中学校卒業で、3年以上国又は地方公共団体の常勤の職にあった者

### 二 医療職本給表適用者

1 当該職に必要な免許保有者

ただし、准看護師免許所有者については、一年以上国又は地方公共団体の常勤の職にあった者

2 高等学校卒業以上の学歴資格を有する者

3 校長が上記に該当する者に準ずると認める者

### 附 則

1 この基準は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校事務系職員任官基準（昭和 46 年 1 月 1 日適用）は、昭和 63 年 3 月 31 日限り廃止する。

### 附 則

この基準は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。